

「令和2年度庄内若者定着促進事業費補助金」に係るQ&A

Q1 庄内総合支庁でのみ助成するのはなぜですか。

A1 庄内地域は県内の庄内地域以外の地域と比較すると、高校卒業者の県内定着率が69.9%（平成31年3月末現在）と最も低く、また、専修学校等に進学する学生のうち県外進学率は79.8%（令和元年5月1日現在）と県外転出の割合が高いことから、若者の定着により力を入れて取り組んでいく必要があるからです。

Q2 大学・短期大学を含まないのはなぜですか。

A2 県内の大学の充足率は105.2%、短期大学は106.8%（平成31年度現在）に対し、県内の専修学校（専門）の充足率は70.5%、各種学校38.4%（令和元年5月1日現在）と低いことから、専修学校等を優先しております。

Q3 なぜ「私立」のみ対象となのですか。

A3 授業料等は公立に比べ私立の方が高額であり、経済的な負担を考慮し、私立を優先しております。

Q4 交付申請書はどちらで入手できますか。

A4 助成対象者には、県内私立専修学校等を通じて交付申請書をお渡ししております。

Q5 押印はシャチハタでもいいですか。

A5 シャチハタでの申請はできません。押印は印鑑でお願いします。

Q6 何度でも申請できますか。

A6 片道8回分（往復の場合は4回分）を限度としますが、予算の範囲内での補助となります。予算の範囲内で先着順に受け付けますので、申請期間中であっても受付が終了する場合があります。

Q7 1枚の申請書に2往復分をまとめて申請できますか。

A7 保護者の方と学校から1往復毎の証明が必要となりますので、それぞれ申請書を作成してください。

Q8 高速バスの往復チケットを購入したが、往路チケット、復路チケットを別々の帰省で使用しました。その場合は、どのように申請すればいいですか。

A8 （例）1往復目 往路：高速バス 復路：自家用車
2往復目 往路：自家用車 復路：高速バス

別々の帰省となり、保護者の方と学校から1往復毎の証明が必要となりますので、それぞれ申請書を作成してください。領収書は1往復目に添付してください。

Q9 友人の分もまとめて一緒に申請していいですか。

A9 振込先の記入や保護者や学校の証明もありますので、それぞれ申請をしてください。

Q10 夏期休暇などの帰省も対象となりますか。

A10 補助金の対象者であれば対象となります。

Q11 日帰りでの帰省は対象となりますか。

A11 通学のために県内の私立専修学校等の近辺のアパート等に居住されている学生が日帰りで帰省する場合は対象となりますが、保護者の住所地から通学されている学生は対象外となります。

Q12 往路は高速バスを利用し、復路は保護者の自家用車を利用しました。

A12 往路分は助成対象となり、片道1回分の申請ができます。片道8回分（往復の場合は4回分）まで申請可能です。

また、復路のみ高速バスで帰省された場合も片道1回分として申請ができます。

Q13 JRを利用しました。学生割引を適用させた領収書は対象となりますか。

A13 対象となります。JRを利用される場合は、可能な限り学生割引を適用させた領収書を提出してください。

学生割引は、片道の営業kmが100kmを超える乗車券に適用され、運賃が2割引となります。学生割引の乗車券を購入するには、あらかじめ学校で学割証（学生・生徒旅客運賃割引証）の発行を受け、学割証に必要事項を記入し、お買い求めの際に提出してください。

Q14 自家用車は対象となりますか。

A14 鉄道及び高速バス料金が対象となります。路線バスや自家用車、タクシー利用などの経費は対象となりません。

Q15 金額を誤記入したので、訂正印で訂正していいですか。

A15 金額は訂正できませんので、改めて交付申請書を作成してください。

Q16 交通費の領収書を返却してください。

A16 交通費の領収書等の原本は返却しませんので、ご了承ください。

Q17 交通費の領収書を紛失してしまいましたが、申請できますか。

A17 交通費の領収書の原本を添付できない場合は申請を受付けることはできません。

Q18 高速バスに乗車した際に乗車券を購入したため、領収書が発行されません。

A18 交通費の領収書の原本を添付できない場合は申請を受付けることはできません。

山形・酒田庄交バスターミナル、鶴岡エスモール、庄内観光物産館では領収書は発行されますが、高速バス内では領収書が発行されませんので、ご注意願います。

Q19 電子決済で帰省しましたが、添付書類は省略していいですか。

A19 交通費の領収書の原本を添付できない場合は申請を受付けることはできません。

Q20 前回の申請書に回数券（4回分）の領収書を添付したため、今回の申請書に領収書を添付できません。

A20 領収書の原本を受領した当庁で支払いを証明する書類を作成しますので、領収書を前回申請分に添付した旨を交付申請書【領収書原本添付欄】に記入してください。

Q21 高速バス回数券・往復乗車券を利用した場合は、交付申請書の2の実際に要した交通費の額（領収書等の額）や1の交付申請額はどのように記入しますか。

A21 交付申請書に回数券（4回分）購入金額の全額を記入したものは受付けることはできませんので、ご注意願います。往復いずれも高速バスを利用して帰省される場合は、可能な限り往復乗車券や回数券を利用してください。

	往復乗車券		回数券（4回分）	
	片道のみ申請	往復の申請	片道のみ申請	往復の申請
鶴岡ー山形	2, 200円	4, 400円	2, 175円	4, 350円
酒田ー山形	2, 400円	4, 800円	2, 375円	4, 750円

Q22 往路の移動日と復路の移動日が離れていても申請できますか。

A22 交付申請書の申請期限は以下のとおりです。例えば、往路の乗車年月日が9月28日、復路の乗車年月日が10月3日であった場合は、往復まとめて申請される場合は9月分の締切である10月30日まで申請し、往路、復路、別々に申請される場合は、往路は10月30日、復路は12月28日まで申請してください。

乗車年月				申請期限	
令和	2年	4月10日	から	令和	2年 7月31日（金）必着
		6月30日	まで		
令和	2年	7月1日	から	令和	2年10月30日（金）必着
		9月30日	まで		
令和	2年	10月1日	から	令和	2年12月28日（月）必着
		11月30日	まで		
令和	2年	12月1日	から	令和	3年 2月26日（金）必着
令和	3年	1月31日	まで		
令和	3年	2月1日	から	令和	3年 3月19日（金）必着
		2月28日	まで		

Q23 往路が2月で復路が3月だった場合はいずれも対象となりますか。

A23 助成対象となる乗車年月は令和2年4月10日から令和3年2月28日までとなることから、往路の2月分は補助対象となりますが、復路の3月分は対象となりません。2月分の申請期限は3月19日となります。

Q24 振込先は保護者名義でもいいですか。

A24 振込先は本人名義のみとなります。初回申請時は学生本人名義の通帳の見開き部分の写しを添付してください。

Q25 振込先はゆうちょ銀行でもいいですか。

A25 ゆうちょ銀行を指定する場合は、漢数字の店名と7桁の口座番号を記入してください。初回申請時は学生本人名義の通帳の見開き部分の写しを添付してください。

Q26 保護者の証明は申請者（学生）が代筆してもいいですか。

A26 申請者（学生）が代筆することはできません。保護者の証明は保護者が記入、押印をしてください。

Q27 祖父母宅に帰省しました。保護者の証明は祖父母としてもいいですか。

A27 親権者（父母）が存在する場合は、祖父母を保護者とすることはできません。

Q28 前回の申請で保護者の証明や学校の証明を受けたので、今回は省略できますか。

A28 保護者の証明、学校の証明、いずれも省略することはできません。

Q29 保護者の証明や学校の証明を帰省日以前に受けました。

A29 帰省日以前の証明の交付申請書は受付けることはできません。

保護者の証明は帰省したことを証明するものであり、往路以降の日付での証明となります。学校の証明は、往路・復路を利用した際に、県内私立専修学校等の学生であることを証明するものであり、復路以降の日付での証明となります。いずれも申請期限前の日付に限ります。

往路乗車日（帰省初日） ≤ 保護者の証明日 ≤ 復路乗車日（帰省最終日） ≤ 学校の証明日

Q30 学校の証明を受ける場合に気をつける点がありますか。

A30 証明を受けるまで数日要しますので、学校に証明を依頼する場合は十分余裕を持った上で依頼をしてください。

証明代金については、学校にお問い合わせください。

Q31 申請期限を過ぎてしまいましたが、申請できますか。

A31 申請期限を過ぎた交付申請書は受付けることはできません。